

出荷制限・自粛などの影響を受けた 農林漁業者の皆様へ(つなぎ融資のご案内)

- 出荷制限・自粛などによる被害を受けた農林漁業者の方が借り入れるつなぎ融資について、国が実質的な保証を行うこととしました。
- 国が実質的な保証を行いますので、例えば、債務の延滞を理由に融資が受けられなかった方でも、当座の資金繰りのためにつなぎ融資を借り入れることができます。

《ご利用にあたって》

- ① 県及びJA・JFグループの利子助成により、実質的に無利子での融資となっています。
- ② 例えば、債務延滞者であっても、
 - ・ 出荷制限・自粛の影響を受けた農林漁業者は売上額の1/2程度
 - ・ 風評被害の影響を受けた農林漁業者は減収分の1/2程度まで借り入れることができます。
- ③ 返済は、東京電力からの賠償金等の入金時になります。

※条件は県や融資機関によって違いがあります。

金融機関等において連絡先を記入願います。

お問い合わせ・ご相談先：

- ・ お近くの金融機関（基金協会と契約を締結している農協、銀行、信金、信組など）
- ・ 農業信用基金協会・漁業信用基金協会
- ・ 農林水産省経営局金融調整課（03-6744-2171）
- ・ 水産庁漁政部水産経営課（03-3502-8416）